

議案第1号から
議案第4号まで
同意第1号
認定第1号

令和6年第2回沖縄県北部医療組合議会(定例会)議案

令和6年8月29日提出

沖 縄 県 北 部 医 療 組 合

目 次

| 議案番号 | 議案名 | ページ |
|-------|---------------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例 | 1 |
| 議案第2号 | 沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例 | 5 |
| 議案第3号 | 沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 | 6 |
| 議案第4号 | 沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例 | 7 |
| 同意第1号 | 沖縄県北部医療組合議会議員から選任される監査委員の選任について | 12 |
| 認定第1号 | 令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算の認定について | 13 |

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「任命権者」とは、法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について36時間45分以内とする。

2 前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする会計年度任用職員の勤務時間は、管理者が別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割り振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、1週間当たりの勤務時間に応じ、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割り振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等について

は、規則で定める。

(休憩時間)

第6条 任命権者は、会計年度任用職員の1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも45分の休憩時間を置かなければならない。

2 任命権者は、前項の休憩時間を正午から午後1時までの間に一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合においては、この限りでない。

(時間外勤務)

第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、第3条から第5条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において勤務することを命ずることができる。

(時間外勤務代休時間)

第8条 任命権者は、沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和6年沖縄県北部医療組合条例第〇号)第2条の規定により時間外勤務手当の額に相当する額を支給すべき会計年度任用職員に対して規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の額に相当する額の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休時間」という。)として、規則で定める期間内にある勤務日等(次条に規定する休日及び第10条に規定する代休日を除く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された会計年度任用職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(休日)

第9条 会計年度任用職員は、休日には特に勤務することを命ぜられない限り、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない。

2 前項の休日とは、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(3) 6月23日(沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日)

(休日の代休日)

第10条 任命権者は、前条に規定する休日である第4条及び第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、規則で定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日として、当該休日後の勤務日等（第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、規則で定める。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数（時間を含む。以下同じ。）は、一の年度において、会計年度任用職員の勤務時間等を考慮して規則で定める日数とする。

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時期に与えなければならない。ただし、請求された時期に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時期にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第14条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、規則でその期間等を定める。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

(介護休暇)

第16条 会計年度任用職員が要介護状態にある対象家族の介護をするため、休暇を請求した場合は、介護休暇を与えることができる。

(介護時間)

第17条 会計年度任用職員が要介護状態にある対象家族の介護をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことにつき休暇を請求した場合は、介護時間を与えることができる。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認等)

第18条 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間については、規則で定めるところにより、任命権者の承認又は許可を受けなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年8月29日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

地方公務員法第24条第5項の規定により、沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 この条例の施行については、沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年8月29日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の育児休業等に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例 に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 この条例の施行については、沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年沖縄県条例第6号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年8月29日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

地方公務員法第35条の規定により、沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会計年度任用職員の報酬は、日額、時間額又は月額で支給するものとし、その額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定の適用を受ける職員（以下「常勤の職員」という。）に適用される給料表（同条例第5条第1項各号に掲げる給料表をいう。）に掲げる当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の給料月額を計算の基礎として、常勤の職員との権衡を考慮して規則で定める基準に従い算定された額とする。ただし、これにより難しい場合は、職務の複雑、困難、責任の度及び特殊性を考慮して、管理者が別に定める。

2 前項に規定する計算の基礎とする給料月額は、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤の職員の属する職務の級の直近上位の職務の級の最低の号給の額を超えないものとする。

3 会計年度任用職員には、第1項に定めるもののほか、規則で定めるところにより、常勤の職員に支給される時間外勤務手当及び休日勤務手当の額に相当する額を報酬として支給することができる。

(報酬の支給方法等)

第3条 会計年度任用職員の報酬の支給日は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条に規定する

休日をいう。以下この項において同じ。)に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した報酬の額をその都度支給することができる。

- (1) 報酬の額が日額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日
- (2) 報酬の額が時間額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日
- (3) 報酬の額が月額で定められている会計年度任用職員 その月の21日

2 前項第3号に掲げる会計年度任用職員には、その職について日から報酬を支給し、その職を離れた日まで報酬を支給する。

3 会計年度任用職員が死亡したときは、第1項第1号及び第2号に掲げる会計年度任用職員にあってはその日まで、同項第3号に掲げる会計年度任用職員にあってはその月まで報酬を支給する。

4 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の報酬の額(前条第3項に規定する手当に相当する額を除く。以下この項において同じ。)は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。

- (1) 第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 報酬の日額にその月において勤務した日数を乗じて得た額
- (2) 第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 報酬の時間額にその月において勤務した時間数を乗じて得た額
- (3) 第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 定められた報酬の額(第2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間を割り振らない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額)

5 前各項に規定するもののほか、会計年度任用職員の報酬の支給方法等については、常勤の職員の例による。

(報酬の減額)

第4条 前条第1項第1号及び第3号に掲げる会計年度任用職員が、管理者が定める勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、勤務1時間当たりの額を減額する。

2 前項の勤務1時間当たりの額は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 第2条第1項に規定する報酬の日額を管理者が定める勤務時間で除して得た額

(2) 前条第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 第2条第1項に規定する報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額
(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、その任用の期間及び規則で定める任用の期間を合算した期間が6月以上ある職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日から起算して30日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における前項の規定により期末手当の支給を受ける職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として規則で定める額とする。

4 沖縄県職員の給与に関する条例第27条の2及び第27条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(費用弁償)

第6条 会計年度任用職員が、通勤（勤務のため、その職員の住居と勤務公署（公署に支所、分室その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。）との間を往復することをいう。次項において同じ。）する場合に、その往復に要する費用（次項及び第3項において「通勤費用相当額」という。）を費用弁償として支給する。

2 通勤費用相当額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員に対し、当該各号に定める額を通勤回数に応じて支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員（交通機関等（交通機関又は有料の道路をいう。以下同じ。）を利用し、又は自動車等（自動車その他の交通の用具で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認める職員を除く。）を除く。

(1) 通勤のため交通機関等を利用してその費用を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。） 当該交通機関等の利用区間に係る通用期間1月の通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の価額又は平均1月当たりの通勤所要回数分の回数乗車券等の価額のうち最も低廉となる額（その額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額）を平均1月当たりの通勤所要回数で除して得た額

(2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。） 通勤距離を考慮して1,900円を超えない範囲内で規則で定める額

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその費用を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 会計年度任用職員のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額（これらの額の合計額に平均1月当たりの通勤所要回数を乗じて得た額が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額を平均1月当たりの通勤所要回数で除して得た額）

イ 会計年度任用職員のうち、第1号に定める額が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ウ 会計年度任用職員のうち、第1号に定める額が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 同号に定める額

3 前2項の規定により費用弁償の支給を受ける会計年度任用職員が、往路又は帰路につき、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しないときは、通勤費用相当額に2分の1を乗じて得た額（往路及び帰路のいずれにおいても交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しないときは、通勤費用相当額）を減額して費用弁償を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、沖縄県北部医療組合職員等の旅費に関する条例（令和5年沖縄県北部医療組合条例第8号）の規定の適用を受ける職員の旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

（報酬及び期末手当の口座振込み）

第7条 報酬及び期末手当は、会計年度任用職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により支払うことができる。

（規則への委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年8月29日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

地方公務員法第24条第5項及び地方自治法第203条の2第5項の規定により、沖縄県北部医療組合会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

同意第1号

沖縄県北部医療組合議会議員から選任される監査委員の選任について

下記の者を沖縄県北部医療組合監査委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 仲 里 全 孝

生年月日 [REDACTED]

令和6年8月29日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕

理 由

沖縄県北部医療組合議会議員から選任される監査委員が令和6年6月24日に任期満了したので、その後任を選任するため、地方自治法第292条において準用する同法第196条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定第1号

令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度沖縄県北部医療組合病院事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和6年8月29日提出

沖縄県北部医療組合管理者 玉城 康裕